

# 介護予防訪問リハビリ・訪問リハビリテーション料金表

令和3年（2021年）4月1日 改定

## 基本サービス費

\* 居宅サービス費の4級地(神戸市)で計算した額です。

単位 (円)

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費 ※ 1回あたり20分以上で1週に6回を限度と定められていますが、退院(所)日から起算して3月以内の利用者様は1週に12回までご利用が可能とされています。	20分の場合 307単位/回	328	655	982
	40分の場合 614単位/回	655	1,309	1,964
介護予防訪問リハビリテーション費 ※ 1回あたり20分以上で1週に6回を限度と定められていますが、退院(所)日から起算して3月以内の利用者様は1週に12回までご利用が可能とされています。 ※ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は減算となります。 ※-5単位/回の減算です。	20分の場合 307単位/回	328	655	982
	40分の場合 614単位/回	655	1,309	1,964
	20分の場合 302単位/回	322	644	966
	40分の場合 604単位/回	644	1,288	1,932
サービス提供体制強化加算 (I) ※ 7年以上勤続の職員が配置されております。	6単位/回	7	13	19
サービス提供体制強化加算 (II) ※ 3年以上勤続の職員が配置されております。	3単位/回	4	7	10
新型コロナウイルス感染症への対応 ※ 新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価です。	令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せ			

## 要介護利用者様の加算

\* 加算料金については該当される場合のみの算定となります。

\* 居宅サービス費の4級地(神戸市)で計算した額です。

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ ※ リハビリ会議を開催し、利用者情報を構成員と共有します。リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容を説明、同意を得るとともに医師に報告します。	180単位/月	192	384	576
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ ※ (A)イに加え計画書等の情報を厚生労働省に提出します。	213単位/月	227	454	681
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ ※ リハビリ会議を開催し、利用者情報を構成員と共有します。医師がリハビリ計画書の内容を説明します。	450単位/月	480	960	1,440
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ ※ (B)イに加え計画書等の情報を厚生労働省に提出します。	483単位/月	515	1,030	1,545
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 退院(所)日または新規認定有効期間開始日から3月以内 1日20分以上	200単位/日	214	427	640
移行支援加算 ※ 終了後の情報をケアマネジャーから情報提供を受けることや、当事業所の訪問リハビリを利用終了し社会参加等を支援した利用者の占める割合が5%を超えるなど厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	17単位/日	19	37	55

## 要支援利用者様の加算

\* 加算料金については該当される場合のみの算定となります。

\* 居宅サービス費の4級地(神戸市)で計算した額です。

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 退院(所)日または新規認定有効期間開始日から3月以内 1月以内：1日40分以上、1月超3月以内：1日20分以上	200単位/日	214	427	640
事業所評価加算 ※ 自立支援、重度化防止の観点から要支援状態の維持・改善に努め、評価対象期間内に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	120単位/月	128	256	384

## キャンセル料

\* お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の30%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の50%